

一般社団法人 群馬県損害保険代理業協会  
会 員 入 会 金 及 び 会 費 規 則

一般社団法人群馬県損害保険代理業協会(以下「本会」という)は定款第10条の規定に基づき本規則を定める。

A. 入会金

入会金はなし。

B. 会員会費

会員会費は次表の通りとする。

なお、本・会員会費は消費税の課税対象外となる。

分類	区 分	会費/年
正 会 員	自動車修理指定業者	60,000円
	営繕工場指定業者	60,000円
	レンタカー指定業者	60,000円
	上記以外の正会員	
	募集人数 1~3名	36,000円
	募集人数 4~6名	38,000円
	募集人数 7~9名	40,000円
	募集人数 10~19名	42,000円
	募集人数 20名以上	50,000円
一般会員		12,000円
賛 助 会 員	自動車修理指定業者	60,000円
	営繕工場指定業者	60,000円
	レンタカー指定業者	60,000円
	上記以外の賛助会員	12,000円

C. 会員会費の納付方法

会員会費の納付は次の方法により行う。

1. 会員会費は4月に上半期分として年会費の半額、10月に下半期分として年会費の半額を徴収する。
2. 会員会費は金融機関口座振替により徴収する。
3. 会員会費は入会月の翌月分から徴収する。

D. 会員会費の領収書発行有無について

会員会費の領収書は発行しないので、金融機関の「振込金受取書・振込受付書」等をもって領収書に代えるものとする。

E. 本規則の改廃

本規則の改廃は、定款第44条の規定に従い、理事会決議を経て定款第10条に基づき総会の決議により改廃する。

付則

平成21年5月20日 通常総会決定 同日施行

平成22年5月20日 通常総会 一部文章追加 同日改定

2019年5月23日 通常総会決定 2020年4月1日施行